

# 第9期岡山県生涯学習審議会 第3回会議開催要項

日 時 平成26年8月19日(火)  
13:30～15:30  
場 所 県庁南庁舎1階第2会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

(1) 第3次岡山県生涯学習推進基本計画の進捗状況について

(2) 生涯学習センターの機能の見直しについて

(3) そ の 他

・第3次岡山県生涯学習推進基本計画の改定について

## 3 閉 会

## 第9期岡山県生涯学習審議会委員名簿

【任期 平成25年8月1日～平成27年7月31日】

番号	氏 名	役 職 名	選出分野	
1	赤澤 正基	岡山県子ども会連合会会長	青少年団体	
2	小川 孝雄	特定非営利活動法人岡山NPOセンター理事	NPO	副会長
3	加藤 馨子	岡山県立岡山工業高校PTA会長	PTA	
4	門野八洲雄	岡山県公民館連合会会長	社会教育施設	
5	河上 直美	NPO法人タブララサ理事長	NPO	
6	澤津まり子	就実短期大学准教授	大学(幼児教育)	
7	清水 玲子	(株)山陽新聞社編集局文化部部長	企業	
8	竹久 保	勝央町教育委員会教育長	市町村	
9	土屋 紀子	(社)岡山県婦人協議会会長	女性団体・社会 教育関係団体	会長
10	檜本 真弓	読書ボランティア「たんぼぼの家」代表	民間団体	
11	藤木 茂彦	(株)丸五取締役	企業	
12	水嶋美知江	美咲町立加美小学校校長	学校	
13	三原 誠介	岡山県議会議員	県議会	
14	本山 康代	(社)岡山県専修学校各種学校振興会副会長	専修・各種学校	
15	山本 珠美	香川大学生涯学習教育研究センター准教授	大学(生涯学習)	

## 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
  - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
  - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### 岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

## 岡山県生涯学習審議会 議事運営等に関する申し合わせ事項

### 1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

### 2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

## 岡山県生涯学習審議会 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

### 1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

### 2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 傍聴人数に制限は設けませんが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

### 3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

### 4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

### 5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

### 6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

## 第3次岡山県生涯学習推進基本計画 目標指標の進捗状況

～人がつながり地域社会に生かす「学び」の推進～

施策の方向	目標とする指標	計画策定時 現況値	H22年度末 実績値	H23年度末 実績値	H24年度末 実績値	H25年度末 実績値	目標値	備考
①地域に対する理解を深める学習機会の充実	地域理解につながる学習を実施している公民館等の割合	—	23.5%	46.4%	54.0%	45.7%	100%	
②地域におけるつながりや支え合いを創り出す場・組織の充実	地域の人材を学校で活用している公立小・中学校の割合	—	63.0%	95.3%	100.0%	100.0%	100%	
	放課後の子どもの居場所の整備							
	放課後子ども教室の設置か所数	161か所	166か所	170か所	170か所	218か所	200か所	
	放課後児童クラブの設置か所数	338か所	389か所	398か所	408か所	411か所	405か所	
	家庭教育相談員の養成数	690人	742人	772人	822人	869人	870人	
③地域社会に参加・参画するプログラムの充実	学生ボランティア養成講座受講者数	—	60人	112人	163人	210人	100人	
④生涯学習コーディネーターの育成	今後5年間で社会教育主事講習を受講する教職員数	—	10人	10人	18人	18人	50人	
⑤学習相談・情報提供機能の充実	ホームページで情報提供を行う公民館数	78	108	148	196	201	200	
	県立図書館のレファレンスデータベース登録事例数	3,000件	3,762件	3,981件	4,172件	4,358件	4,800件	

～たくましく未来を切り拓く「学び」の推進～

施策の方向	目標とする指標	計画策定時 現況値	H22年度末 実績値	H23年度末 実績値	H24年度末 実績値	H25年度末 実績値	目標値	備考
①青少年のキャリア形成への支援	「子ども参観日」実施事業所数	—	5か所	17か所	24か所	49か所	50か所	
	様々な体験学習に参加した青少年の数	121,593人	124,580人	124,375人	129,846人	137,337人	133,000人	
	職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校	22校	76校	82校	80校	50校	
②キャリアアップ・再チャレンジ等生涯を通じたキャリア形成への支援	公民館等において職業等に関する学習を実施している時間数	1,480時間	1,828時間	2,613時間	3,977時間	3,322時間	1,620時間	

～個々が輝く「学び」の推進～

施策の方向	目標とする指標	計画策定時 現況値	H22年度末 実績値	H23年度末 実績値	H24年度末 実績値	H25年度末 実績値	目標値	備考
①学習機会のユニバーサルデザイン化の推進	県生涯学習大学連携講座数	515講座	594講座	579講座	580講座	926講座	650	
	社会教育施設、団体等による出前型（アウトリーチ型）講座数	—	114講座	108講座	159講座	149講座	100	
②多様な個性・能力の伸長の支援	県民が1年間に公立図書館から借りた本の数	1,124万冊	1,216万冊	1,246万冊	1,250万冊	1,252万冊	1,300万冊	
	公的な生涯学習講座への参加者数	1,227,795人	1,291,925人	1,311,555人	1,370,123人	1,388,869人	1,300,000人	
	総合型地域スポーツクラブ会員数	7,870人	8,583人	10,079人	10,076人	10,887人	10,000人	

～多様な主体の連携・協働が創り出す「学び」の推進～

施策の方向	目標とする指標	計画策定時 現況値	H22年度末 実績値	H23年度末 実績値	H24年度末 実績値	H25年度末 実績値	目標値	備考
①多様な主体との連携・協働による取組の推進	企業、団体等への学習機会の提供数	—	7回	14回	20回	27回	100回	
	学生ボランティア養成講座受講者数（再掲）	—	60人	52人	163人	210人	100人	
②生涯学習推進体制の充実	今後5年間で社会教育主事講習を受講する人数	—	36人	39人	74人	77人	120人	
	市町村において生涯学習推進のための基本計画等を策定している市町村の割合	29.6%	29.6%	33.3%	48.1%	59.3%	50%	
③生涯学習関連施設の機能充実	県生涯学習センターにおける施設利用者数	121,240人	132,048人	132,357人	133,164人	159,507人	125,000人	
	今後5年間の指導者研修事業への参加者数	—	605人	1,476人	2,943人	3,820人	3,000人	
	県立図書館における児童書の蔵書冊数	100,000冊	119,512冊	128,413冊	136,318冊	144,153冊	160,000冊	

## 第3次岡山県生涯学習推進基本計画における取組、成果、課題

計画の期間 平成22年度～26年度

### 【 計画策定時の課題 】

#### ○学習活動が個人の教養や趣味の充実にとどまる

何らかの支援があれば、学習成果を地域で生かしたいと考える人は増えているが、学習活動が自己充実にとどまっている実態がある。

#### ○社会での自己実現を目指す学習機会が不足

不登校や引きこもりで社会的に自立できない若者等の学習機会が少ない。

#### ○学習活動への参加が困難な県民の存在

学習意欲を持ちながらも参加できる場や施設が近くに少ないなど、地域の学習環境等により学習活動への参加が困難な場合が生じている。

#### ○行政が中心となった生涯学習推進の取組

大学、企業、NPO等の民間団体との連携が不十分

### 【 計画推進の取組、成果、課題 】

#### 1 人がつながり地域社会に生かす「学び」

～学びの成果を生かして地域社会へ参加・参画する学習活動の促進～

地域課題への気付き・関心を高める学び、地域社会における人と人とのつながりを構築する学びを支援するとともに、個々の知識や技術、経験等を積極的に社会に還元すること、学んだ成果を実践に生かすことを促進してきた。

#### 《主な事業》

- ① 地域に対する理解を深める学習機会の充実
  - ・あるある公民館イニシアティブ事業（～H24年度）
- ② 地域社会におけるつながりや支え合いを創り出す場・組織の充実
  - ・おかやま子ども応援事業
  - ・おかやま子ども応援センター（子ども応援人材バンク）
  - ・地域力活性化プログラム（国委託事業）
- ③ 地域社会に参加・参画するプログラムの充実
  - ・「地域デビュー」支援事業
  - ・学生ボランティア養成講座
- ④ 生涯学習コーディネーターの育成
  - ・教育支援活動コーディネーター等研修会
  - ・親育ち応援学習リーダー養成講座
- ⑤ 学習相談・情報提供機能の充実
  - ・公民館情報ネットワーク事業
  - ・ばるネット岡山

#### 《成 果》

- ・学校支援地域本部事業等の浸透による地域の人材を活用する学校の増加
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置による子どもの居場所の増加

- ・学生ボランティア養成講座の受講者数の増加
- ・家庭教育相談員の養成数の増加
- ・全公立学校において「地域連携担当」を設置
- ・子ども応援人材バンクの設置

#### 《課題》

- ・地域で中心となって活動できる人材の確保が必要
- ・講座修了者が学んだ成果を生かして活躍できる場へのつながりが必要
- ・公民館における地域理解につながる学習を推進していく必要

#### 《委員の意見》

- ・地域コーディネーターを確保するだけでなく、コーディネーターを教育したり行政とのマッチングをうまくしなければならない。行政と地域団体をつなぐ人材がキーマンとなる。
- ・活躍の場について、地域や学生のボランティア希望者にNPOが受け皿になることはできる。
- ・学生では、活躍の場へのつながり方がわからないのであろうから大人がお手伝いしてあげるべきではないか。
- ・地域住民にボランティアへ参加したい意欲はあっても受け皿を用意していないとなかなかできない。できるだけ具体的な形で受け皿を提示できる人材が不可欠である。
- ・退職後の地域デビューがますます重要だ。人材育成にもつながる。
- ・勤め人であれば仕事を辞めたとき社会的な居場所がなくなってしまうという感覚になり、地域社会に居場所を見つけようとするはずである。
- ・子どもを対象とした事業が多くなっているが、各年代へのバランスのよい事業運営が必要

## 2 たくましく未来を切り拓く「学び」 ～個々の県民が社会人として自立を目指す学習活動の支援～

若者が、自らのライフデザインを描きながら、社会の中でいきいきと生活することができるよう、社会人として自立する学びを支援するとともに、だれもが生涯にわたって自らの能力を高める学習機会の充実を図ってきた。

#### 《主な事業》

- ① 青少年のキャリア形成への支援
  - ・おかやま☆子ども参観日
  - ・青少年教育施設における体験活動の充実
  - ・子ども読書活動活性化事業
  - ・生きる応援プラン「夢探しの旅」推進事業
- ② キャリアアップ・再チャレンジ等生涯を通じたキャリア形成への支援
  - ・県立図書館とことん部門活用講座

#### 《成果》

- ・子ども参観日の実施事業所数の増加
- ・職場体験活動の普及



## 《課 題》

- ・高校生や大学生等、若者の地域活動への参画の推進
- ・少子高齢化に対応した施策の充実

## 《委員の意見》

- ・若い世代を巻き込んだ地域活動や事業運営を検討したらどうか。
- ・若者にもっと公民館を活用してもらおうという視点では、地域のイベントの準備や集まって話をする場所というのは若者の求める機能と思う。
- ・東北では高校生がまちづくりや復興に真剣に取り組んでいた。中学生や高校生に働きかけたり、彼らが行き止まりの活動を提起していけばよい。
- ・体験学習はとても大切なので、公民館がそういった場所を提供できればよい。
- ・ひきこもりへの対応では、働きかけるばかりでなく見守る姿勢も必要だ。本人からのサインを見逃さず、専門のNPO等につなげる体制と見守る体制の両方が必要だ。
- ・中高生が福祉系のボランティアに携わることは多いので、ボランティアのつながりを引き継いで新たな高齢者とのつながりを作ることが考えられる。

### 3 個々が輝く「学び」

#### ～県民だれもがニーズに応じて学ぶことができる取組の充実～

学びに対して時間的、空間的、環境的に制約がある県民に対しては、学びへのきっかけづくりや参加しやすい学習環境の整備に努め、学びの楽しさとの出会い、学びを通じた人との出会いを促進してきた。

## 《主な事業》

- ① 学習機会のユニバーサルデザイン化の推進
  - ・親育ち応援学習リーダー養成講座
  - ・デジタル岡山大百科
- ② 多様な個性・能力の伸長の支援
  - ・生涯学習大学
  - ・ぱるネット岡山

## 《成 果》

- ・生涯学習大学の連携講座数の増加
- ・公的な生涯学習講座への参加者数の増加
- ・県民が公立図書館から借りた本の数の増加
- ・総合型地域スポーツクラブ会員数の増加

## 《課 題》

- ・講座受講後に地域活動等の取組につなげる学びの循環の実現

## 《委員の意見》

- ・人材の養成数が順調に増えているが、養成された人材がどんな取組や活動をしたかが大切である。
- ・幼児教育の分野が非常に弱いのではないかと。もっと就学前の子どもを対象

- とした事業や家庭教育の支援といったところに目を向けて欲しい。
- ・勉強して資格を持っている人が、持っている力を生かして社会や地域のためになっていくことが大切である。学んだことを社会に生かす意識を持ってもらいたい。

#### 4 多様な主体の連携・協働が創り出す「学び」 ～社会を構成する多様な主体との連携・協働による取組の充実～

社会を構成する多様な主体と行政が連携・協働しながら、県民の生涯にわたる学習活動の充実を支援するとともに、学習成果の活用や「知」の循環を促進し、学びを通じた「地域力」向上への取組の充実を図ってきた。

##### 《主な事業》

- ① 多様な主体との連携・協働による取組の推進
  - ・おかやま子ども応援センター（子ども応援人材バンク）
- ② 生涯学習関連施設の充実（県生涯学習センター）
  - ・人と科学の未来館サイピアの運営
  - ・JAXA（宇宙航空研究開発機構）との連携事業
- ③ 生涯学習関連施設の充実（県立図書館）
  - ・県立図書館ボランティアスキルアップ講座
  - ・夢づくり・県立図書館フェスタ
- ④ 生涯学習関連施設の充実（公民館、図書館、博物館等）
  - ・E S Dの視点フォーラムの開催

##### 《成果》

- ・指導者研修参加者数の増加
- ・学生ボランティア養成講座受講者数の増加
- ・科学教育を受ける機会の充実
- ・県立図書館の取組の充実

##### 《課題》

- ・社会教育主事講習受講者数の伸び悩み
- ・企業やNPO等、専門性を有する団体との連携の推進
- ・地域の社会教育の拠点施設である公民館の活性化

##### 《委員の意見》

- ・行政と地域、民間団体との役割分担が大切であり、専門性を持った団体等を活用すべき。
- ・一般の住民が公民館や文化施設を気軽に使用できるような環境づくりが必要
- ・地域に様々な団体があるが、協力していく土台は公民館だと思う。
- ・コーディネーターは様々な分野にいるが、各々の専門分野でしか動いていないのが現状である。コーディネーターを統括するコーディネーターが必要であり、1番の課題である。

## 岡山県生涯学習センターの機能の見直しについて（案）

市町村、大学等で開催される生涯学習講座の充実、情報技術の進展、新たな課題への対応等、生涯学習を取り巻く情勢が変化中、生涯学習センター（以下「センター」という。）に求められる機能も見直しが必要と考えられることから、次のとおり検討を行う。

### 1 生涯学習指導者の養成・研修

生涯学習推進の中核となる県・市町村の関係職員や生涯学習指導者の養成・研修を実施し、その資質向上と指導力の充実に努める。

#### <現状・課題>

- ・ 市町村や公民館等の行政関係職員を対象にした、実践的な研修が十分行われていない。
- ・ 一般県民を対象にした、地域で活躍できる人材を育成するための研修が行われていない。
- ・ 地域と行政・団体をつなぐコーディネーターの役割を担う人材を養成するための研修が必要である。

#### <今後の方向性>

- ・ 一般県民向けの実践型指導者養成研修を創設し、地域の課題解決等のため中核的役割を担う人材を育成する。
- ・ 市町村や公民館等の職員向け研修をより実践的な内容に充実させていく。

### 2 生涯学習情報提供・学習相談

県民の生涯にわたる学習活動を支援するため、広く県内外の学習情報・資料の収集整理に努めるとともに、生涯学習情報提供システム「ぱるネット岡山」の充実を図り、情報提供や学習相談の充実に努める。

### 3 生涯学習大学の開設

生涯学習大学の開設等により、県民の生きがいがづくり・能力開発に役立てるとともに、学習を通じて地域社会づくりに貢献できるよう学習機会の充実に努める。

<現状・課題>

- ・ 生涯学習大学の開設により県民に多くの学習機会の提供を行っているものの、個人の学習の域を出ておらず、「知の循環」が確保できていない。
- ・ 大学、市町村、民間等で開催する講座が充実してきている。

<今後の方向性>

- ① 生涯学習大学については、連携講座の維持発展を図りながら、主催講座を段階的に縮小していく。
- ② 一般県民向けの実践型指導者養成研修を創設し、学んだ成果を実践に生かすことを促進する。

#### 4 学習者・団体相互の交流・連携

多様な分野や各年齢層の仲間が集い、活動成果の発表などの交流を通して、学習意欲を高める。

<現状・課題>

- ・ 社会教育関係団体相互の交流が十分図られていない。

<今後の方向性>

社会教育関係団体の相互のネットワークづくりのため、センターにおいて連絡会議を開き、団体相互の連携を図る。

#### 5 調査・研究

県内の生涯学習・社会教育関係の実態調査等を行い、県民の学習環境や学習ニーズを把握・分析するとともに、学習プログラムや学習成果の評価・活用などの研究・開発を行う。

<現状・課題>

- ・ 現在行っている調査は5年ごとに行う「生涯学習に関する意識調査」や「公民館実態調査」のみである。
- ・ 調査結果を関係機関で十分活用できていない。

<今後の方向性>

- ・ 現在行っている調査に加え、生涯学習や社会教育に関する現代的な課題等について調査・研究する。
- ・ 調査結果や実践例等を分析し、成果を市町村や関係団体等に普及するとともに翌年度以降の研修や施策に反映させる。

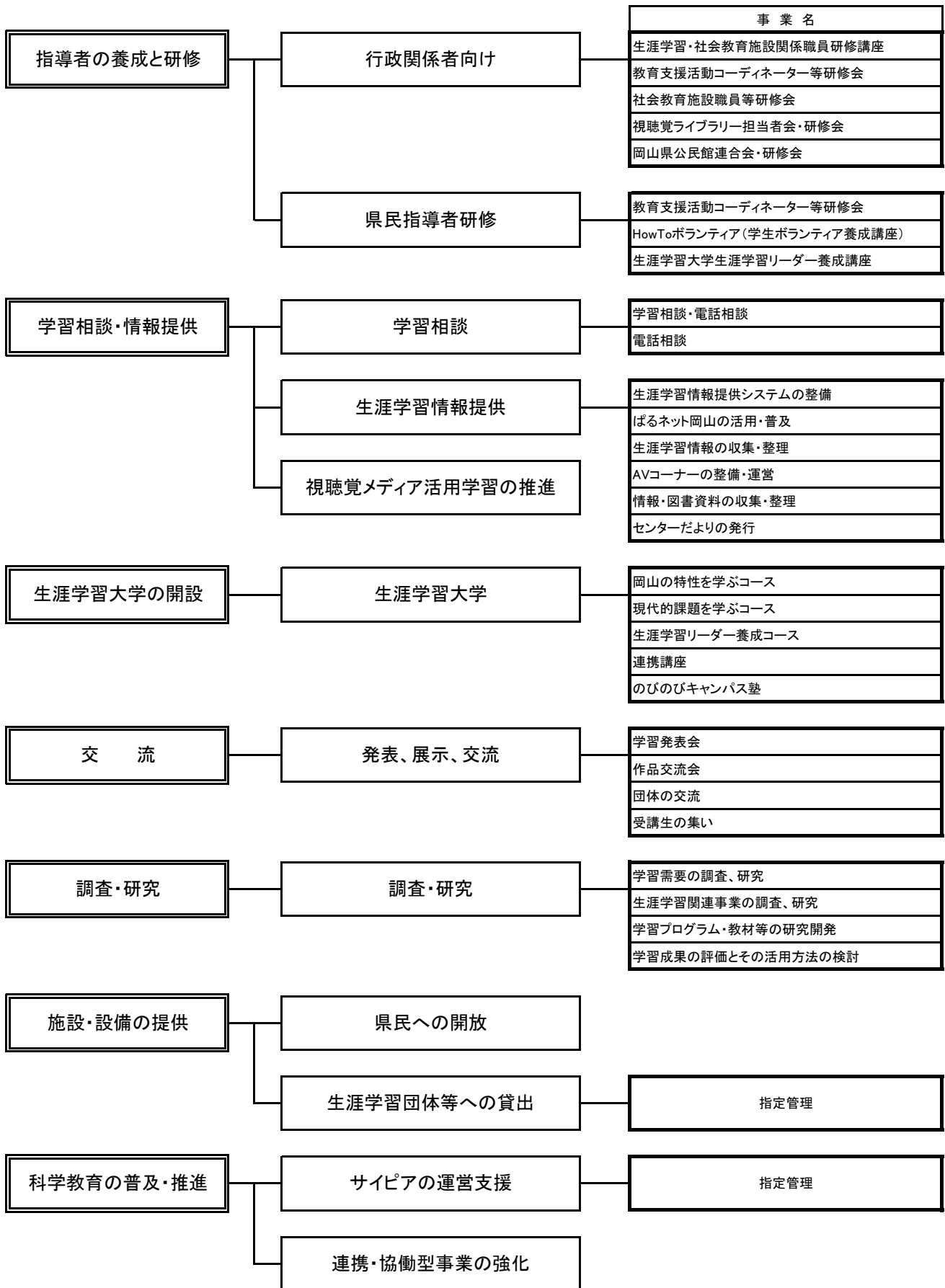
## 6 施設・設備の利用促進

県民の自主的・主体的学習の場として、施設・設備を提供し、県内の企業、大学、各種団体と連携・協働しながら、県民の生涯学習活動を支援する。

## 7 科学教育の普及・推進

人と未来の科学館サイピアを拠点として、指定管理者との緊密な連携のもとに科学関連事業の充実に努める。また、科学教育にかかわる連携・協働先とのネットワークの構築を進める。

# 【県生涯学習センター事業体系図】



# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

## 概 要

### 1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）  
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

### 2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

### 3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

### 4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）

※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

## 施 行 期 日

平成27年4月1日

# 教育委員会制度、こう変わる

## ＜これまでの教育委員会の課題＞

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

## ＜新たな教育委員会の姿＞

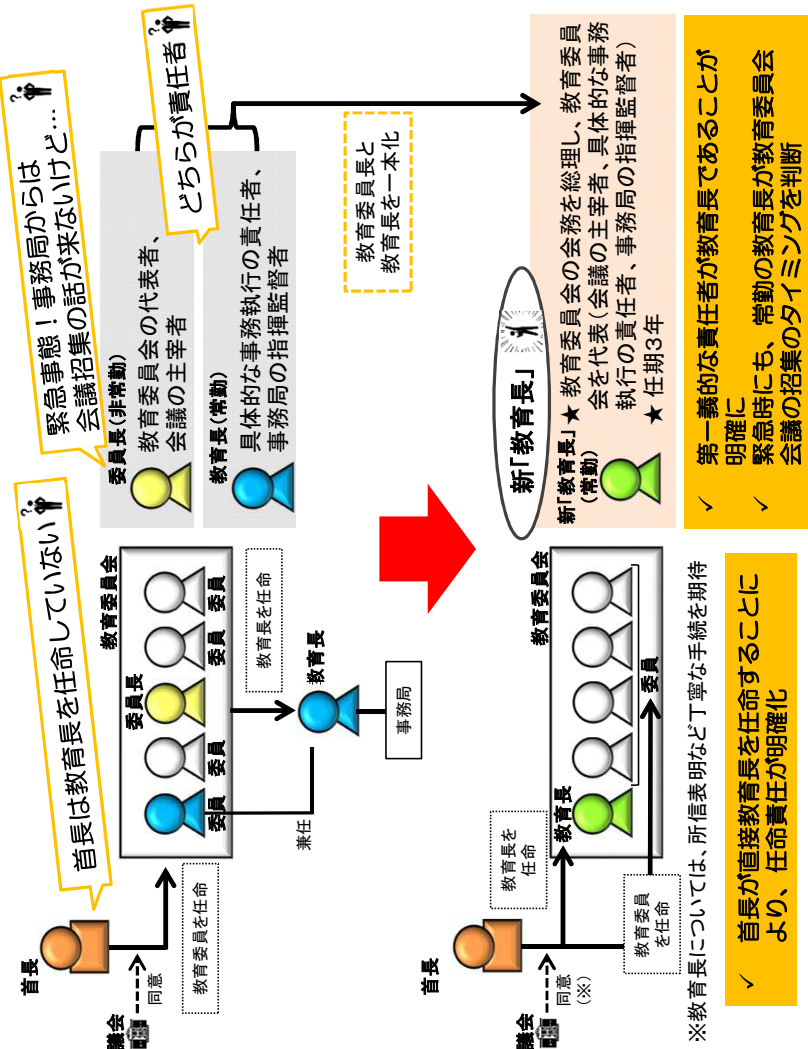
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

## 政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

### POINT① 教育長

## 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



### POINT② 教育委員会

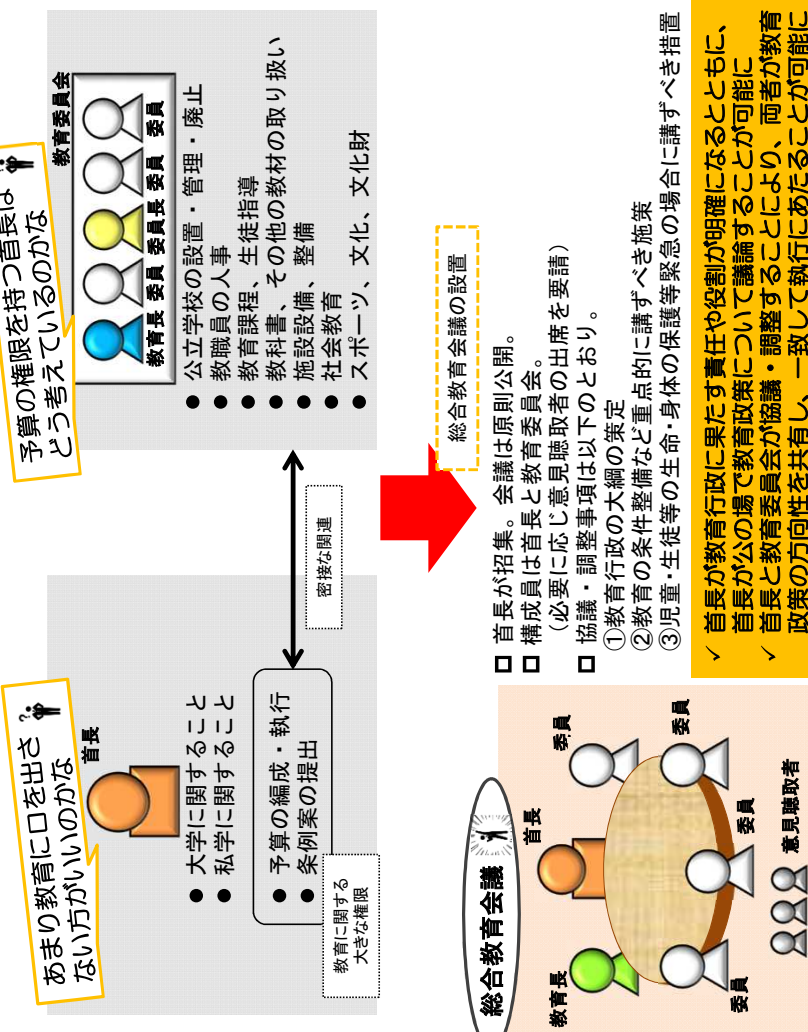
## 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求が可能
- 教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

✓ 教育委員会の審議の活性化

### POINT③ 総合教育会議

## すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



### POINT④ 大綱

## 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化